

年金受給者専用定期貯金

# とくもり定期貯金

お取扱期間：2021年4月1日（木）～2022年3月31日（木）

金利

店頭表示金利

プラス

年

0.15%

(税引後 年0.119%)

対象者

当組合で年金をお受け取りいただいている個人の方

預入期間

1年（自動継続）

※満期継続後は、継続時の店頭表示金利にてお預かりします。

預入限度額

10万円以上500万円以内

詳しくはお近くの本所・支所窓口へお気軽にお尋ねください。

本 所 / 0 8 4 6 - 4 5 - 1 2 4 3

安浦支所 / 0 8 2 3 - 8 4 - 2 0 4 0

川尻支所 / 0 8 2 3 - 8 7 - 2 0 4 6

芸南

# JA芸南とくもり定期貯金

(2021年4月1日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	○とくもり定期貯金 愛称:とくもり定期(スーパー定期・スーパー定期300)
2. 販売対象	○当JAで公的年金を受給されている個人
3. 期間	○1年 ○自動継続(元金継続)のお取扱いとなります。 ○満期継続後は、継続時の店頭表示金利にてお預かりします。
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	○一括預入 ○10万円以上～500万円以内 ○1円単位
5. 払戻方法	○満期日以後に一括してお支払いします。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払時期 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	○預入日おけるスーパー定期貯金の店頭表示金利に年0.15%を上乗せした金利を適用します。 自動継続時の利率については、その時点での店頭表示利率が適用になります。 ○満期日以後に一括してお支払いします。 ○付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。 ○20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	○マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)のご利用ができます。
9. 中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともにお支払いします。 ○中途解約利率 ・預入期間が6か月未満…解約日における普通貯金の利率 ・預入期間が6か月以上1年未満…約定利率×20%
10. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は、当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置 および紛争解決措置の 内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融共済部信用課(電話:0846-45-1241)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、一般社団法人JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会(電話:082-225-1600)を利用することができます。ご利用にあたっては、直接弁護士会へお申立いただくか、上記当JA芸南金融共済部信用課または広島県JAバンク相談所にお申し出ください。